

斯、如ク吾々ノ意見ト市理事者トノ意見ニ相違アルヲ以テ之カ解決ニツキ努力セラレタキ旨申述ヘタリ
右ニ對シ大神田市議ヨリ 市會議員協議會ノ決議ヲ請君ハ重要視セラル、又市會ハ單ナル諮問機關ニシテ執行機關ニアラスレハ理事者カ市會ノ決議ニ拘束セラル、又ノニアラス我々市會議員ハ單議ノ發生原因カ何レニセヨ市民ノ輿論ニ惹ヘル為相當ノ手段ヲ採ルコトハ止ヲ得サルモノト信ス自分トシテ又理事者ヨリ一應説明ヲ求ムハキ又請君又當局ト會見接衝セラレテハ如何ト述ヘラレ一白之ヲ諒トシテ午後四時退出セリ

(3) 實行委員會開催

五月二日午後五時ヨリ組合本部ニ於テ實行委員會ヲ開催シタルカ出席者
熊本 藤田 山下 小宮 神原 齋藤 中根 田中

岡田 吉羽 佐々木 植村 田村 渡辺 竹田 富岡 佐藤

等ノ各委員ノ外傍聴者約二十名ニシテ山下議長ノ下ニ左記事項ヲ審議決定午後七時散會セリ

(1) 各支那陣容揃直ニ関スル件

各支那ハ敵首其他ノ關係ニテ動搖ニ居ル故實行委員ハ極力揃直ニニ努ムルコト

(2) 新市長並局長ニ對シテ申謝書提出ニ関スル件

新市長並局長決定次第直ニ謝禮書ヲ提出スルコト而シテ内容ハ左ノ通

一 幸甚中ヲ出動トスルコト

二 敵首ヲ即時取消スルコト

(3) 敵首者ノ行動ニ関スル件

敵首者ハ別個ノ行動ヲ採ラス打切マテ本部指令ニ依ルコト